

岩手県保健医療計画（2024-2029）における 圏域計画の重点的取組事項の取組方針等について

1 岩手中部保健医療圏の重点的取組事項の取組状況等の評価について

令和 6 年 3 月に策定した岩手県保健医療計画（2024-2029）では、これまでの「脳卒中」、「周産期医療」、「在宅医療」に加え新たに盛り込んだ「新興感染症」を圏域計画の重点的取組事項としており、これらについて、各病院、市町及び関係団体等の取組状況を取りまとめるとともに、当保健医療圏保健医療提供体制の動向を把握するための指標であるモニタリング指標により、重点的取組事項に係る取組の進捗状況等について評価するもの。

2 今年度のスケジュール（予定）

- | | |
|--------|--|
| 9 月 | ○ モニタリング指標に関する調査
※ 一部のモニタリング指標について、対象医療機関あて調査を依頼する予定であること。 |
| 11 月 | ○ 重点的取組事項取組状況調書の作成依頼
※岩手中部保健医療圏地域医療連携推進会議の構成団体あて依頼する予定であること。なお、今後、通知の発出が予定されている県の取組方針に基づく「圏域における取組等状況調書」の内容に変更がある場合は作成調書の変更または追加作成を依頼する場合があること。 |
| 12～1 月 | 岩手中部保健医療圏地域医療連携推進会議 病院部会・市町部会
(調査事項等に関する評価、令和 8 年度岩手中部地域病院群輪番制その他) |
| 2 月 | 令和 7 年度第 2 回岩手県中部保健医療圏地域医療連携推進会議
(本年度の取りまとめ) |